

免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

- 1 免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに報告書を提出しなければならない。
- 2 有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、必ず返納しなければならない。
- 3 免税証を他人に譲り渡してはならない。
- 4 免税証を他人から譲り受けてはならない。
- 5 免税軽油を都税事務所長又は支庁長の承認を受けることなく、他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
- 6 免税軽油を免税用途以外に使用した場合、又は他人に譲渡（無償を含む。）した場合（例：船舶等の登録免税機械の売却・貸与等）は、使用又は譲渡した日から30日以内に申告納付しなければならない。
- 7 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合は、直ちに、免税軽油使用者証記載事項変更申請書を提出しなければならない。また、免税軽油使用者証交付申請時に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちに、その旨の届出をしなければならない。
- 8 免税に係る事業の廃止、許可等の取消又は免税に係る事業の許可書等の更新を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証の返納又は更新を受けた旨の届出をしなければならない。
- 9 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け（免税軽油使用者が法人の場合は当該法人の役員を含む。）、その日から起算して二年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

《根拠》 地方税法第144条の3、第144条の18、第144条の21、
第144条の22、第144条の24～第144条の28
地方税法施行令第43条の15

上記の内容について説明を受け、確認しました。

上記1～6に一つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解した上で、免税証の交付を受けます。また、上記6に該当する場合は軽油引取税を申告納付します。

東京都 新宿 都税事務所長 殿
支庁長—殿—
令和〇〇年 4月 1日
免税軽油使用者番号 第 200 号
氏名又は名称 株式会社都庁興業
代表取締役 都庁一郎
住所又は所在地 新宿区西新宿〇—〇—〇